

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 議長は、第9条第1項及び第3項の規定により提出された収支報告書 _____</p> <p>_____を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(加える)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(収支報告書の保存及び閲覧)</p> <p>第12条 議長は、第9条第1項及び第3項の規定により提出された収支報告書及びこれに添付された領収書等（以下収支報告書等という。）を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 議長は、収支報告書等を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、収支報告書等に寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号）第5条各号に規定する非公開情報が記録されているときは、同条例第6条の規定の例により閲覧に供しなければならない。</p> <p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>